

和歌山県遠隔医療設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療の地域格差の解消するため、通信技術を応用した遠隔医療設備（遠隔病理診断装置、遠隔画像診断装置、遠隔手術指導装置、オンライン診療装置）の整備を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱（平成13年4月26日医政発第484号厚生省医政局長通知の別紙）に基づき医療機関の開設者が行う、遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・遠隔手術指導・オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備事業とする。ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) 前号により得られた交付額が1か所につき150,000円に満たない設備については交付決定を行わないものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第4条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
経費所要額調	別記第 1 号様式	別途通知	別途通知
事業計画書	別記第 2 号様式		
当該事業に係る歳入歳出 予算書（見込書）の抄本			
その他参考となるべき資料			

(消費税仕入控除税額の減額)

第5条 規則第4条の規定に基づき補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 知事は、規則第5条の規定に基づく補助金の交付の決定に当たっては、前項の規定により補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第1項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合(軽微な変更を除く。)

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合(軽微な変更を除く。)

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、昭和41年厚生省告示第350号に定める処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保管しておく。

なければならない。

(交付決定前着手の届出)

第7条 補助事業者は、補助金交付の決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
経費所要額精算書	別記第 5 号様式	別途通知	別途通知
事業実績報告書	別記第 6 号様式		
当該事業に係る歳入歳出 決算書（見込書）の抄本			
経費の積算根拠が確認で きる書類			
検収調書の写し			
その他参考となるべき資料			

附則

この要綱は、平成14年8月16日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年3月2日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年12月24日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年9月10日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年2月14日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年5月10日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 3 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

基準額	対象経費
1 か所あたり、次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断 （1）支援側医療機関 4, 5 9 8 千円 （2）依頼側医療機関 1 4, 1 9 8 千円 2 遠隔画像による診断及び助言 （1）支援側医療機関 1 6, 3 9 0 千円 （2）依頼側医療機関 1 4, 8 5 5 千円 3 遠隔手術指導 5, 5 8 0 千円 4 オンライン診療装置 2, 6 6 0 千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費

別記第3号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

補助事業者

交付決定前着手届

年 月 日付け医第 号により補助金交付の内示のあった下記事業について、着手条件を承知の上、補助金交付の決定前に着手したいので、和歌山県遠隔医療設備整備事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 交付決定前の着手を必要とする理由

2 事業名

3 着手条件

- （1）補助金交付決定を受けるまでの期間中に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は届出者が負担すること。
- （2）当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間内に計画変更等を行わないこと。

別記第 4 号様式（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

住所
補助事業者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け医第 号により交付決定があった遠隔医療設備整備事業補助金について、和歌山県遠隔医療設備整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額又は実績報告額 金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額（要補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
2 の金額の積算の内訳等参考となるべき資料